

議 第 199 号

令和 2 年 9 月 4 日提出

熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部改正について

熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市エンターテインメント支援基金条例の一部を改正する条例

熊本市エンターテインメント支援基金条例（平成29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「により被害を受けた本市の文化ホール等の機能を復旧するとともに、市民をエンターテインメントにより元気付ける施策を」を「からの復興の中で市民を元気付けてきたエンターテインメントに関する施策を持続的に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

エンターテインメント支援基金の設置目的を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。